

Ryuji Aoki / Face Official Fan Club 「Faces」 会員規約

1 総則

本規約は、株式会社ARプロダクション（以下、事務局という）が運営する、アーティスト青木隆治（以下「アーティスト」という）のファンクラブ「Faces」（以下、本クラブという）をご利用いただく際の会員と事務局間の一切の関係に適用されます。会員は、本規約及び各サービスの規約等を理解、承認したうえでこれに従うものとします。

2 会員登録等

（1）会員とは所定の登録方法により、本クラブに入会をしていただいた方をいいます。

（2）事務局は、各登録申請者に対して承認通知をすることによって、本クラブへの入会を承諾するものとします。但し、事務局は、登録申請者に以下の事由があると判断した場合、本クラブへの入会を承諾しないことがあり、当該理由については一切の開示義務を負わないものとします。

ア 登録申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

イ 本規約に違反したことがある者からの申請である場合

ウ 第3項に定める未成年者の法定代理人による同意が存しないことが判明した場合

エ 第15条に定める表明又は保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があった場合

オ その他、事務局が受講者登録の申請の承諾を相当でないと判断した場合

（3）会員が未成年者である場合は、事前に親権者などの法定代理人から各利用行為に必要な同意を得たうえで本クラブに関するサービスを利用しなければなりません。

（4）本クラブに入会していただいた方へ会員証を発行します。各種会員特典を受ける際に会員証の提示をお願いすることがあり、会員は当該求めに速やかに応じるものとします。

3 規約の範囲と変更

（1）本規約は、本クラブに関し、事務局及び会員に適用します。入会申し込み後、入会契約が成立すると、会員には誠実に本規約を遵守する義務が発生します。

（2）事務局が別途規定する個別規定、及び事務局が随時「青木隆治オフィシャルサイト（aoki-ryuji.com）」（その他本クラブに関するウェブサイトを含めて以下、本サイトという）内に掲示または会員に対して通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合は、個別規定及び追加規定が優先するものとします。

（3）事務局は会員の承諾を得ることなく、本規約を変更出来るものとし、本規約を変更した際には、本サイト内に掲示または会員に対し通知するものとし、会員は異議なく承諾するものとします。

4 会員の登録内容について

（1）会員は、本クラブの利用に際し、会員本人のID、パスワード及び事務局が指定する個人情報などを、会員自身の責任において登録し利用するものとします。会員は登録したこれらの情報を、責任を持って厳重に管理し、第三者に譲渡、貸与等を行なわないものとします。

（2）会員は、自己のID及びパスワード等が漏洩等して第三者が知り得る状態にあったことを覚知した場合には、速やかに事務局に届け出て変更手続きを行なうものとします。

（3）ID、パスワード及びその他の個人情報について、会員の管理不十分及び使用上の過誤並びに第三者の使用等に起因する損害の責任は、会員が自ら負うものとし、事務局は一切責任を負わないものとします。

5 登録事項

（1）会員は登録時に事務局へ届け出た事項をいつでも事務局にて確認することが出来ます。

（2）会員は登録事項に変更が生じた場合、直ちに事務局所定の変更手続きを行なうものとします。

（3）前項の届け出がない場合、あるいは登録時の不備による間違いで、事務局が通知する情報や特典・送付物が届かない、または連絡の遅延等によりユーザーに不利益や損害が生じたとしても事務局は責任を負いません。

6 個人情報の保護について

会員の個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法を遵守します。

7 知的財産権について

事務局が会員に提供する本サイト及び会員特典等に関する著作権その他一切の権利は、事務局又は当該権利を有する正当な権利者に帰属しています。会員は、事務局の事前承諾なくこれらに含まれるコンテンツの一部または全部について、複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載又は再利用を行わないものとします。

8 会員の義務

会員は、本クラブ及びその他のアーティストの活動に関し、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ア 他の会員、第三者、アーティストもしくは事務局の著作権またはその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為。
- イ 他の会員、第三者、アーティストもしくは事務局の財産またはプライバシーを侵害する行為及び侵害する恐れのある行為。
- ウ 他の会員、第三者、アーティストもしくは事務局を誹謗又は中傷する行為。
- エ 他の会員、及び与える恐れのある行為。
- オ 本クラブの運営又はアーティストの活動を妨げる行為。
- カ アーティスト又はアーティストの関係者に対するつきまとい行為。
- キ 事務局の承諾を得ることなく、アーティスト又はアーティストの関係者の写真・動画等を撮影、録音又は録画等する行為。
- ク 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他のユーザーまたは第三者に提供する行為。
- ケ 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、もしくはその恐れのある行為。
- コ 事務局の承認なく本サイトを通じて、または関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- サ 個人情報登録の際に、虚偽の内容を登録する行為、または登録した内容を不正に改竄する行為。
- シ 会員資格（会員証を含む）を貸与、転売又は譲渡等する行為。
- ス 会員特典として交付された会報誌又は記念品等を転売又は譲渡等する行為。
- セ アーティストの出演するコンサート等の主催者又はプレイガイド等が定める規約に違反する行為。
- ソ その他、法令に違反または違反する恐れのある行為、およびファンクラブ会員としての品位を欠く行為。

9 違反等への対応

（1）事務局は、会員が以下に定める事由のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、当該会員に対して、次項に定める措置を行うことができるものとします。

- ア 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- イ 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- ウ 第2条3項に定める未成年者の法定代理人による同意が存しないことが判明した場合
- エ 第15条に定める表明若しくは保証に反する事実があった場合、または、確約に反する行為があった場合
- オ 会費等の支払債務の不履行があった場合
- カ 事務局からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- キ 前号のほか、会員が登録した電子メールアドレスが機能していないと判断される場合
- ク 前各号のほか、事務局と会員の信頼関係が損なわれたと事務局が判断した場合
- ケ その他、事務局が本クラブの利用を適当でないと判断した場合

（2）前項に定める場合の会員に対する措置の内容は、以下に定めるものから1つまたは複数、事務局の裁量により決定するものとします。

- ア 本クラブに関するサービスの全部または一部の利用・機能の制限（抽選対象からの除外を含みますがこれに限りません）
- イ 本クラブからの退会
- ウ その他事務局が問題解決のために必要と判断する措置

（3）事務局は、本条に基づき事務局が行った措置により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、事務局は、当該会員に対して、本条にもとづく措置の理由を開示する義務を負わないものとします。

（4）会員は、本規約に違反して事務局又は第三者に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償するものとします（会員資格を喪失した場合も同様とします）。

10 有効期間

会員資格の有効期間は、入会日より1年間とします。入会日は、入金日の翌月1日としますが、事務局での登録手続きが完了次第、会員サービスは開始されるものとします。

11 継続

会員継続する際は、有効期限の1ヶ月前より次年度年会費を事務局所定の方法にて入金するものとします。また、有効期限までに入金を確認出来ない際は、退会したものとみなします。ただし、諸事情により、期日までに継続手続きが出来なかった際は、猶予期間を1ヶ月設けておりますので、その期間に手続きを行ってください。新しい有効期限は入金日に係らず有効期限の1年後とします。

12 サービスの中止・中断について

事務局は天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがあるとき、または事務局の設置する電気通信設備の障害、メンテナンス、その他やむを得ない事由による場合に、事務局の判断により、会員に事前に通知することなく、会員に対する本クラブ及び本サイトの提供するサービスの全部、または一部を停止する措置をとることが出来るものとします。事務局は本クラブ及び本サイトのサービス提供の中止によって生じた会員への不利益や損害については、一切その責任を負わないものとします。

13 退会

会員は自らの申告により、いつでも本クラブから退会することが出来るものとします。なお、退会に際し、納入済みの年会費の返金はいたしません。また、事務局保有の個人情報については事務局の責任により破棄するものとします。

14 免責事項について

(1) 事務局は本クラブの内容、及び会員が本クラブ及び本サイトを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性については、いかなる保証も行わないものとします。

(2) 本クラブの提供、遅延、変更、中断、停止、もしくは廃止、本クラブを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本クラブに関連して発生したユーザーの損害について、事務局は本規約または追加規定、個別規定に別途定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(3) 事務局は、本クラブを介してアクセス可能な第三者が提供するウェブサイトその他のサービスにつき、その利用を推奨するものではありません。また、事務局は、それらのサービスの利用に関して会員に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

(4) 事務局は、本クラブに関して、会員と他の会員または第三者との間において生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

(5) 本規約における一切の規定にかかわらず、消費者契約法の適用その他の理由により事務局の免責が制限される場合、事務局の責任は、債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。また、かかる場合の賠償金額の上限は、金1万円とします。ただし、事務局の故意又は重過失に起因する場合はこれらの限定を設けずに賠償をするものとします。

15 反社会的勢力等の排除

(1) 会員は、自らが、以下の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」といいます）に該当せず、今後も該当しないこと、および、反社会的勢力等との関係を持っておらず、今後も持たないことを表明し、保証するものとします。

ア 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

イ 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりする等、前号に記載する者と人的、資本的または経済的に深い関係にある者

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号に記載する行為を行わないことを事務局に対して確約するものとします。

ア 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

イ 違法行為または不当要求行為

ウ 業務を妨害する行為

エ 名誉または信用等を毀損する行為

オ 前各号に準ずる行為

(3) 事務局は、会員が前各項に違反したときは、会員に対して損害賠償義務を負うことなく、本クラブに関する契約の全部または一部を解除することができるものとします。

16 再委託について

(1) 事務局は、本クラブに関するサービスの全部または一部を、事務局の責任において第三者に再委託できるものとします。

(2) 前項にもとづき事務局が再委託した場合の、再委託先の選任、監督および再委託先の行った作業の結果については、事務局が一切の責任を負うものとします。

17 権利義務の譲渡について

(1) 会員は、事務局の書面による事前の承諾なく、本クラブの会員としての地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

(2) 事務局が本クラブにかかる事業を第三者に譲渡する場合には、会員の個別の承諾を得ることなく、当該事業譲渡に伴い、本規約等に基づく契約上の権利および義務ならびに会員の登録情報その他の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

18 準拠法・管轄裁判所等

(1) 本クラブに関連して会員と事務局との間で問題が生じた場合には、会員と事務局で誠意をもって協議するものとします。

(2) 本規約は日本法に準じて解釈されるものとします。

(3) 協議によって解決出来ない場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

19 附則

平成24年12月1日 施行

令和5年4月25日 改訂